

会費に関する細則

第1条 当法人の会員の会費は別表のとおりとする。

第2条 2年間会費を滞納したものは、会員資格を喪失し退会したものとみなす。

附則 この規定は平成31年4月21日(平成31年度第1回定時代議員会終了後)より施行する。

別表

1. 正会員の会費は、年額1万2千円、代議員・役員（理事、監事、代議員会総会議長）は1万5千円とする。
2. 名誉会員は、会費は徴収しない。
3. 賛助会員の会費は、1年につき5万円以上とする。
4. 正会員の会費の改定は代議員総会の議決を必要とする。ただし、理事会が緊急を要し、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは、理事会において会費の改定をすることができる。この場合、次回代議員総会に報告の上その承認を得なければならない。賛助会員の会費は理事会が定める。
5. 準会員の会費および参加費は正会員の半額とし、学会抄録集を配布する。ただし、準会員歴は会員歴には数えない。